

研究報告

千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針



原 利明

研究第一部
上席主任研究員



沼尻恵子

研究第一部
主任研究員

研究の背景と目的

我が国の本格的な少子・高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化、国際化や情報化の進展など社会環境が大きく変化する中、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが公平に参加できる社会の実現のため、ユニバーサルデザインの理念に基づく社会環境づくりが建築物のみならず様々な分野で求められてきている。

千葉県においては、平成8年に「千葉県福祉のまちづくり条例」を制定し、不特定多数の人が利用する建築物、公益的施設等（公共交通施設、道路、公園など）について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、「整備基準」を定め、その整備を推進してきた。その結果、多くの公益的施設で整備が進んできている。

しかし、近い将来、人口の5人に1人が65歳以上になると予測されていることを始め、

- ・ 県南部を中心に、高齢者人口の割合が高い地域がある一方、県北西部や新しく開発された住宅地等では高齢者の割合が低い地域もある等、地域格差が生じている。
- ・ 高齢者人口の割合の低い地域でも今後高齢者数の大幅な増加が見込まれ、県全体でも高齢者の人口は、全国平均より急激な増加が予想されている。
- ・ 合計特殊出生率においても平成15年度では1.20人と全国平均の1.29人を下回っている。
- ・ 障害者数は、平成16年現在で138,210人（身体障害者手帳の交付者数）となっており、過去5年間では、重度障害者が24.5%、中度障害者が20.1%増える等、大きく増加傾向にあるのに対し、軽度障害者は3.6%と横ばい状態にあり、全体として障害の重度化傾向が伺える。

という状況により、高齢者・障害者をはじめとする全て

の人が利用しやすい建築物の整備や、安心して子育てできる居住環境、様々な家族構成やライフスタイルに対応した居住環境の整備が求められている。

また、千葉県の特性である、

- ・ 首都圏にあって温暖で豊かな自然を有しているため、年間を通して多くの観光客が訪れる。
- ・ 海外の玄関口である成田空港を有していることから、国際性に富んだ特徴があり、多くの外国人も訪れる。

という状況を踏まえ、これらの人々に配慮した街づくりも重要となってきた。

このような社会的背景に基づき、全ての建築物について、誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を推進していくために整備指針を策定することとなった。

◆◆ ユニバーサルデザインとは ◆◆

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

◆◆ ユニバーサルデザインの7原則 ◆◆

- ① 誰にでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に利用できること
- ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

*米国ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長：ロン・メイスン氏が提唱

ユニバーサルデザインの視点、 利用者の参加による調査の実施

ユニバーサルデザインの視点からの検討を進めるにあたり、これまでの施設整備の基準（福祉のまちづくり条例の整備基準、ハートビル法の改正に伴って充実された建築物設計標準）だけでない「利用者（障害当事者を含む）の参加」による取り組みが不可欠と考えた。

また、ユニバーサルデザインを実現させるためにはハード面の技術だけでなく、管理運営といったソフト面、また多様な利用者のニーズを追い求める継続的な取り組み（プロセス）が重要と考え、ユニバーサルデザイン整備指針を検討するにあたり以下の調査を実施した。

1 建築物の整備状況に関する調査

すべての人が利用し易いように配慮された建築物は、即ちユニバーサルデザインであるということが言えるが、実態を把握するため、多様な利用者の使い易さに係る利用者の満足度に着目し、利用者の視点による問題点・課題の抽出を行うことを目的に調査を行った。

福祉のまちづくり条例に基づいた整備が実施された建築物も対象とし、「福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に則した整備の限界を見極めるとともに、車いす利用者だけでなく多様な利用者が利用しやすい建築物の整備を進める上で重要となる視点の検討を行った。

(1) 当事者参加による点検

- ・出来る限り多様な利用者と共に点検調査を行う為に、車いす使用者（電動、手動）、視覚障害者（全盲・弱視）、杖歩行者、聴覚障害者、高齢者、内部障害者（オストメイト）、子育ての親、高齢者が参加。
- ・施設管理者、NPO等市民が参加。
- ・県職員（県職員で当事者（車椅子利用者、視覚障害者）及び関連する部局から構成される連絡会議メンバー）、委員会委員、コンサルタントが参加。
- ・車いす体験、インスタントシニア体験を実施。

・計3回開催。延べ110名参加。

(2) 点検調査の施設

- ・県有施設＜行政施設＞：千葉県庁舎・県議会棟
- ・県有施設＜集客施設＞：千葉県立中央博物館
- ・民間施設：八千代台・ユアエルムと駅前商店街

(3) ワークショップ手法による調査

- ・「福祉のまちづくり施設整備マニュアル」の整備基準の項目をチェックする点検調査ではなく、各施設を実際に利用し、利用のしやすさ、問題点・課題を多面的に検討を行った。
- ・多様な利用者が10名程度のグループに分かれて、現場で利用状況を確認し、意見交換し、記録する「ワークショップ」の手法で点検を行った。

2 建築物の管理・運営に関する調査

建築物の調査からユニバーサルデザインの視点による建築物の管理・運営、人的サービスによりハードを補完することによって、使いやすさや快適性が向上することがわかってきた。そこでソフト面の対応において、整備指針作成の際の参考とし、指針の内容に反映していくことを目的として、先進的な取り組みを行っている事例を対象にヒアリング調査を行った。



写真-1 (左) H15.9 県議会棟エントランス：調査点検時に落下の危険と手すりの不連続が指摘された。



写真-2 (右) H16.3 改善後：落下防止にもなる連続的な手すりが整備された。

(1) ヒヤリングの主な内容

- ・利用者・障害者からの意見（ニーズ）の取りまとめ方法及び反映方法について
- ・ユニバーサルデザインを実現するための、管理・運営・人的サービスについて

(2) ヒヤリング先

- ・内閣府バリアフリー功労者表彰受賞建築物：京成ホテル、東京ディズニーリゾート

(3) ヒヤリングの結果

- ・当初想定していたハードを補完するための「ソフト対応」という考え方は、取り方を間違えるとハード整備ができないための言い訳になる危険性がある。
- ・設計時に意図されたユニバーサルデザインが有効に機能するよう、施設管理者は利用者の立場にたった弾力的な管理運営が求められる。

3 建築物の整備プロセスに関する調査

ユニバーサルデザインの理念に基づいた建築物の整備は、多様な利用者のニーズに配慮すると共に、完成以降も常によりよい建築物を追い求めていく姿勢、プロセスが重要だといわれている。そこで、整備プロセスにおいて、先進的な取り組みを行っている事例を対象にヒヤリング調査を行った。

(1) ヒヤリングの主な内容

- ・施設整備の段階での利用者の参加について
- ・利用者ニーズの取り纏めと計画への反映について
- ・スパイラルアップの仕組みについて

(2) ヒヤリング先

- ・市民参加による施設整備事例：四街道市南部福祉総合センター
- ・障害当事者の主体的な参加による施設整備の事例：中部国際空港
- ・既存施設の改善の事例：京成ホテル、東京ディズニーリゾート

(3) ヒヤリングの結果

- ・利用者のニーズを把握しながら設計、改善を行って

いくこと、そこで得た知見を次の整備に生かすこと、建築に素人の利用者と障害等の知見に乏しい設計者・事業者との橋渡しをする専門家の重要性がわかった。一方それを行っていくための費用負担や利用者の代表性等の仕組みの問題も浮き彫りになった。

ユニバーサルデザイン 建築物整備指針の概要

1 ユニバーサルデザインの理念に基づいた建築物の整備とは

特定の利用者を対象に、特別な整備を行ったり、特別な対応をしなければ使えない建築物ではなく、「一人でも多くの人ができる限り同じように利用でき、常に利用者の声に耳を傾け、よりよく使い続けられるように追い求めていくデザインの取り組み」と考えた。

2 整備指針の構成

前述の調査を踏まえ、ユニバーサルデザイン推進検討委員会、庁内連絡会議、パブリックコメント等で検討を重ね、指針として3つの視点を整理した。更に、ロン・メイスン氏が提唱したユニバーサルデザインの理念を基本とした整備のあり方を抽出した。そして本指針では、建築物本体の整備に関する「ハード面の整備のあり方（10項目）」、それを更に利用しやすくするための「ソフト面の整備のあり方（3項目）」、これらを実現するための「取組手順」の3つの視点から、その基本的なあり方を示すこととした。

また、住宅は日常の生活を支える重要な建築物であり、住み手のライフスタイルや家族構成を十分反映した整備が必要なことから別項目とし、8項目を抽出した。

3 ハード面の整備について

建築物の位置や内部空間がわかりやすく、利用や移動

に際して負担が少なく、安心して利用できるように配慮するとともに、周辺とのつながりにも十分な配慮が必要である。

以下にハード面の整備のあり方を示す。

- ①公平に利用できること
- ②わかりやすいこと
- ③移動しやすいこと
- ④利用方法を選択できること
- ⑤十分な幅・広さがあること
- ⑥安全・安心に利用できること
- ⑦情報が伝わりやすいこと
- ⑧良いデザインであること
- ⑨使いつづけられること
- ⑩費用が妥当であること

<ハード面の整備のあり方参考事例写真>



写真-3 公共施設の出入口：
自動ドアは誰にとっても負担なく公平に利用できる



写真-4 ホテルのトイレ：
障害に応じた利用方法が選択できる

4 ソフト面の整備について

誰もが快適に利用できる建築物とするために、ハード面の整備にあわせ、ソフト面の整備のあり方を以下に示す。

- ①施設情報の提供：施設の内容がわかり安心して利用できるような情報提供
- ②施設運営上の工夫：利用しやすいように運営上で工夫
- ③人によるサービス：利用者の多様なニーズに応じた、人によるサービスを提供

<ソフト面の整備あり方参考事例写真>



写真-5 福祉の街づくり情報誌による情報提供



写真-6 玄関前の施設案内



写真-7 (左) 手話による案内



写真-8 (右) わかりやすい位置にある案内カウンター

5 誰にでも使いやすい建築物を実現する取り組み手順

建築物の整備にあたっては、整備の各段階において、事業者や設計者が、積極的に多様な利用者のニーズを把握し、計画や設計、施設の運営などに反映させていく。また、完成後も多様な利用者のニーズを常に把握し続け、建築物を絶えず使いやすく改善していくスパイラルアップの考え方による取り組みが重要である。このことによりいつまでも使い続けられる建築物を目指すことが可能と考える。

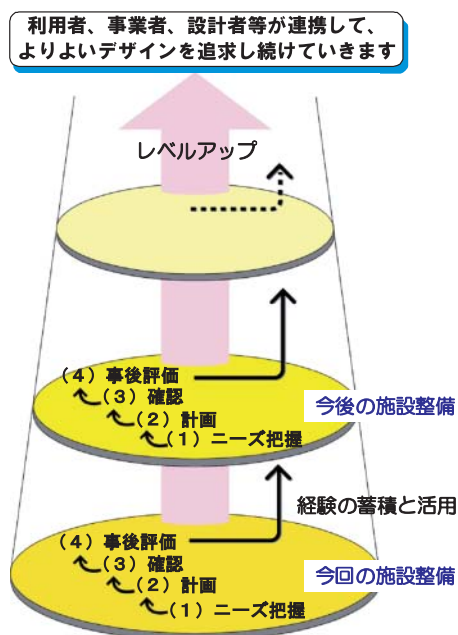


図-1 スパイラルアップのイメージ



写真9. 10 ニーズ把握、確認：よく似た既存の施設を調査して、障害のある方に使用してもらい、良いところや改良が必要な箇所についてのニーズを把握し、どのような整備が必要なのかを具体的に理解することができる。

6 安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備指針の概要

住まい方は一人ひとりのライフスタイルや家族構成などによって様々であり、住まいはそれを反映している。また近年では、高齢化の進展に伴い、ケアハウス、グループホーム、老人ホーム、コレクティブハウスなど、多様な住まいの形も出現している。しかし、どのような形の居住形態であっても、住まいは、毎日の生活が安全、安心、快適に営まれるばかりでなく、将来身体機能が低下した時にも、不自由なく住み続けられるよう計画段階から考えておくことが大切である。以下、住宅の計画を行う上での考え方を示す。

＜住宅の計画を行う上での8項目＞

- ① ライフスタイルや家族構成へ適合すること
- ② 安全・安心に暮らせること
- ③ 快適に暮らせること
- ④ 移動しやすいこと
- ⑤ 使いやすいこと
- ⑥ わかりやすく、危険につながらないこと
- ⑦ 改善しやすいこと
- ⑧ 地域の人と交流し、支えあうこと



写真11 (左) 間仕切りを変更して、トイレと洗面所を一室に改造し、車いすの使用や介助に必要な広さを確保。



写真12 (右) 洗面所から浴室までの一連の動作がしやすい、ゆとりあるスペースを設けている。

今後の課題

ユニバーサルデザインの整備指針を策定する過程で多様な利用者による参加型の取り組みを重視したことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する関係者の意識の向上はめざましいものがあった。しかし現実的には参加型の取り組みを実施するために、相当な手間とコスト、技術が必要となり、そのための関係者の理解と支援は不可欠といえる。

一方で「参加型でなければユニバーサルデザインが実現しない」のでは、ユニバーサルな建築物の普及が促進されないという課題を抱える。利用者が気づいた課題を要望として要求するだけでなく解決策を提案する技術力を持つこと、利用者からの提案を整備側が受け入れることのできる体制を整備すること等、参加型の取り組みが建設的、効果的に進められるノウハウの蓄積は今後ますます重要となると考える。

また、建築の専門家である設計者は、様々な利用者の多様なニーズの重要性を理解し、設計に反映させる知見と技術を養う責務を有している。特に建築物の多くは民間主体であり、建築設計者のみならず発注者・建物所有者の意識改革も不可欠である。

本指針が理解増進のツールとして活用され、スパイラ

ルアップの考え方に基づき参加型等で得られた知見を蓄積して設計者・発注者等にフィードバックしていくシステムを地域において構築していくことが重要であり、関係行政機関・建築関係団体・まちづくり団体等における一体的、継続的な取り組みが強く求められる。

おわりに

ユニバーサルデザインの考え方に基づき建築を行うことは、建築に携わる全ての人が、もう一度人間中心にもつくりを行うことだと考えている。これまでのものづくりで、あたりまえすぎて見落とされていた多くの視点が、この指針に盛り込まれている。今後の少子高齢社会において、これまでのスクラップアンドビルド型の建築ではなく、高齢になって障害を持ったとしても、長く使い続けられ、住み続けられる建築・住宅は社会基盤だと再認識しつつ、この整備指針が、それを考えるきっかけとなることを期待している。

なお、本指針は千葉県のHP上で公開されていることを付記する。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/j_kenchiku/2_univ_design/univ_design.html